

三豊市立仁尾中学校いじめ防止基本方針

1 いじめの定義といじめに対する本校の基本認識

「いじめ」とは、生徒等に対して、当該生徒等が在籍する学校に在籍している等当該生徒等と一定の人的関係にある他の生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒等が心身の苦痛を感じているものをいう。

（平成 25 年法律第 71 号 文部科学省 いじめ防止対策推進法 総則 第二条「定義」）

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれのあるものである。上記の定義のもと、本校では全ての教職員が「いじめは、どの学校・どの学級でも起こりうるものであり、いじめ問題に全く無関係ですむ生徒はいない。」という基本認識にたち、全校の生徒が「いじめのない明るく楽しい学校生活」を送ることができるように、「いじめ防止基本方針」を策定した。

いじめ防止のための基本姿勢として、以下の 5 つのポイントをあげる。

- ① いじめを許さない、見過ごさない雰囲気づくりに努める。
- ② 生徒一人一人の自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進する。
- ③ いじめの早期発見のために、様々な手段を講じる。
- ④ いじめの早期解決のために、当該生徒の安全を保証するとともに、学校内だけでなく各種団体や専門家と協力をして、解決にあたる。
- ⑤ 学校と家庭が協力して、事後指導にあたる。

2 いじめの未然防止のための取組

生徒一人一人が認められ、お互いに相手を思いやる雰囲気づくりに学校全体で取り組む。また、教師一人一人が分かりやすい授業を心がけ、生徒に基礎・基本の定着を図るとともに学習に対する達成感・成就感を育て、自己有用感を味わい自尊感情育むことができるように努める。

道徳の時間には命の大切さについての指導を行う。また、「いじめは絶対に許されないことである」という認識を生徒がもつように、教育活動全体を通して指導する。そして、見て見ぬふりをすることや知らん顔をすることも「傍観者」として、いじめに加担していることを知らしめる。

（1）いじめを許さない、見過ごさない雰囲気づくりに努める。

① いじめゼロ運動

いじめゼロを目指した生徒会活動を推進する。活動を通して、生徒がいじめ問題を自分のこととして考え、自ら活動できる集団づくりに努める。

11 月を「いじめゼロ月間」と定め、全県的取り組みに歩調を合わせることで、効果を高める。

② 道徳の日

毎月1回「道徳の日」（心：道徳的価値観を育てる日）を位置づけ、教師の講話や心のノート等を活用して、心と心の連携を図り、自尊感情を育成する。

(2) 生徒一人一人の自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進する。

① 一人一人が活躍できる学習活動

「健康な心や体づくりなどの基本的な生活習慣の定着は、学習を支える生活基盤となるものである。」という立場に立ち、以下の教育活動を推進する。

- ・ 生徒会活動での異学年交流の充実
- ・ 生徒の自発的な活動を支える委員会活動の充実
- ・ 生徒が主体的に取り組める学習活動や自主勉強ノートの工夫

② 人との関わり方を身に付けるためのトレーニング活動

教育相談担当教員によるソーシャルスキルトレーニングを行い、自分と他人では思いや考えが違うことに気付かせる。そのなかで、認められる自分が存在することを感じ、自尊感情を育み明るく楽しい学校生活を送ることができる。

③ 安心して自分を表現できる年間カリキュラムの作成

年間カリキュラムにおける活用する力の項目や内容を明確にし、見通しをもって学習に取り組める発問や指導方法を工夫する。

④ 人とつながる喜びを味わう体験活動

集団としての活動を通して、規範意識や集団のあり方を育て、友達と分かり合える楽しさやうれしさを実感できる確かな力の育成と、相互交流の工夫を行うことでコミュニケーション力を育成する。また、学校行事や生徒会活動、総合的な学習の時間や学校行事における道徳性育成に資する体験活動の推進を行う。

3 いじめの早期発見・早期解決に向けての取組

(1) いじめの早期発見のために、様々な手段を講じる。

- ① 「いじめはどの学校でも、どの生徒にも起こりうるものである。」という基本認識に立つ。全ての教職員が生徒の様子を見守り、日常的な観察を丁寧に行うことにより、生徒の小さな変化を見逃さない資質能力を身に付けていく。
- ② けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるので、おかしいと感じた生徒がいる場合には、学年団や生徒指導委員会等の場において気付いたことを共有し、より大勢の目で当該生徒を見守る。
- ③ 様子に変化が見られる場合には、教師が積極的に働きかけを行い生徒に安心感をもたせるとともに問題の有無を確かめ、解決すべき問題がある場合には、「相談室」や「教育相談活動」で当該生徒から悩み等を聞き、問題の早期解決を図る。
- ④ 「学校生活に関するアンケート」を毎月行い、生徒の悩みや人間関係を把握し、いじめゼロの学校づくりを目指す。
- ⑤ 「道徳性に関するアンケート」の実施により、実践的な態度を養う道徳教育の推進を推し進める。
- ⑥ 生徒に教育相談窓口等の情報を積極的に周知し、自ら周囲に援助を求めることの

(2) いじめの早期解決のために、全職員が一致団結して問題の解決にあたる。

- ① いじめ問題を発見したときには、学級担任だけで抱え込むことなく、校長以下全ての教員が対応を協議し、的確な役割分担をしていじめ問題の解決にあたる。
- ② 情報収集を綿密に行い、事実確認をした上で、いじめられている生徒の身の安全を最優先に考え、いじている側の生徒に対しては毅然とした態度で指導にあたる。
- ③ 傍観者の立場にいる生徒たちにも、いじているのと同様であるということを指導する。
- ④ 学校内だけでなく各種団体や専門家と協力をして解決にあたる。
- ⑤ いじめられている生徒の心の傷を癒すために、スクールカウンセラーや養護教諭と連携を取りながら、指導を行っていく。

(3) 家庭や地域、関係機関と連携した取組

- ① 「仁尾中学校いじめ防止基本方針」を各年度の開始時等に生徒、保護者、関係機関、地域住民に周知し、いじめ防止等の対策に係る連携に努める。
- ② いじめ問題が起きたときには家庭との連携をいつも以上に密にし、学校側の取り組みについての情報を伝えるとともに、家庭での様子や友達関係についての情報を集めて指導に生かすこととする。決して学校内だけで問題解決をするようなことはしない。
- ③ 学校や家庭にはなかなか話すことができないような状況であれば、「いのちの電話」等のいじめ問題などの相談窓口の利用も検討する。
- ④ 「学校生活に関するアンケート」を行い、家庭の悩みや人間関係を把握し、家庭や地域と連携していじめゼロの学校づくりを目指す。

(4) インターネットを通じて行われるいじめに対する対策

生徒及び保護者が、発信された情報の高度の流通性、発信者の匿名性、その他のインターネットを通じて送信される情報の特性を踏まえて、インターネットを通じて行われるいじめを防止し及び効果的に対処できるように、必要な啓発活動として、情報モラル研修会等を行う。

4 いじめ問題に取り組むための組織と措置

(1) 組織

① 3 指導委員会（生徒指導部会）

月 1 回全教職員で問題傾向を有する生徒について、現状や指導についての情報の交換、及び共通行動についての話し合いを行う。

② いじめ防止対策委員会

いじめ防止に関する措置を実効的に行うため「仁尾中学校いじめ防止対策委員会」を設置する。基本となる構成員は以下の通りであり、必要に応じて校長が委員会を開催する。

校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、人権・同和教育主任
各学年主任、教育相談担当、養護教諭、当該学級担任

また、必要に応じて、スクールカウンセラー、学校運営協議会委員等、関係機関と連携した委員会とする。

(2) いじめに対する措置

- ① いじめに係る相談を受けた場合は、すみやかに事実の有無の確認を行う。
- ② いじめの可能性を感じた場合は、速やかに管理職に報告する。
- ③ いじめの事実が確認された場合は、いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめをうけた生徒・保護者に対する支援と、いじめを行った生徒への指導とその保護者への助言を継続的に行う。
- ④ いじめを受けた生徒等が安心して教育を受けられるための必要があると認められるときは、保護者と連携を取りながら、一定期間、別室等において学習を行わせる措置を講ずる。
- ⑤ いじめの関係者間における争いを生じさせないように、いじめの事案に係る情報を関係保護者と共有するための必要な措置を講ずる。
- ⑥ 犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、三豊市教育委員会及び三豊警察署等と連携して対処する。

5 重大事案への対処

生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は、次の対処を行う。

- ① 重大事案が発生した旨を、三豊市教育委員会に速やかに報告する。
- ② 三豊市教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。
- ③ 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- ④ 上記調査結果については、いじめを受けた生徒・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

6 学校評価における留意事項

いじめを隠蔽せず、いじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、次に示すことを学校評価の項目に加え、取り組みを適切に評価する。

- ・ いじめの早期発見に関する取り組みに関すること
- ・ いじめを未然に防止するための取り組みに関すること